

**LICENSING EXECUTIVES SOCIETY JAPAN**

**[２０２４年３月　関東月例研究会（リアル開催）のご案内]**

**日本ライセンス協会　関東研修委員会**

**判例にみる米国発明者問題（Inventorship）の重要性**

* **- 特許侵害訴訟への重大な影響 - -**

**開催日：２０２４年３月１４日（木)**

**場　所：発明推進協会研修室（6階）**

**講　師：****尾上友紀氏・寺口由華氏**

拝啓　時下会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

２０２４年３月の関東月例研究会は、「判例にみる米国発明者問題（Inventorship）の重要性 - - 特許侵害訴訟への重大な影響 - - 」というテーマで、オブロン外国法事務弁護士事務所の尾上友紀氏とモリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所の寺口由華氏を講師としてお招きし、ご講演を賜ります。

日本においては、発明者問題は多くの場合発明の対価に関する問題として捉えられておりますが、発明者問題を単に発明の対価問題としてのみ捉えていてはいけないことを理解することが大切です。米国においては、特許権の行使・被行使において思わぬ大きな問題となり得ます。出願人は改めてそのことを認識して、出願前から発明者問題に留意して対応することが重要であり、また外部機関との情報交換や共同研究にあたっても、のちに思わぬ発明者問題に遭遇しないように留意して発明者を特定したり、発明の権利者を取り決めておくことなどが必要です。

本講演では、米国での最近の重要判例に触れながら、例えば、特許権被疑侵害者が、隠れている真の発明者（共同発明者）からライセンスを受けたことにより侵害を免れた例なども紹介して説明していただきます。

本講演は、特許侵害訴訟に関連して必票な発明者問題を改めて考えるよすがとなることを期待して企画いたしました。多数のご参加をお待ちしております。

敬具

**[関東月例研究会]**

**１．研究会**

と　き：２０２４年３月１４日（木） １４：００－１７：００

ところ：一般社団法人発明推進協会研修室（6階）（リアルのみ）

〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス6F

最寄駅：日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」A2出口から徒歩約2分（駅直結の虎ノ門ステーションタワー内のエスカレータ経由）または銀座線「虎ノ門駅」3番出口徒歩約6分

https://www.jiii.or.jp/about/access.html

講　師：尾上友紀氏（オブロン外国法事務弁護士事務所外国法事務弁護士／Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P.パートナー）及び寺口由華氏（モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所パートナー外国法事務弁護士）

講師略歴：

1. 尾上友紀氏

　 米国バージニア州弁護士2011年登録

 大阪大学理学部化学科卒業、同大学院理学研究科（化学）修了、ジョン・マーシャル大学ロースクール (J.D.)

 2015年～現在　Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P.　パートナー

 2016年～現在　オブロン外国法事務弁護士事務所代表パートナー

 現在 化学部門代表・経営委員会（Management Committee）メンバー

 専門分野：知的財産法

（２）寺口由華氏

米国カリフォルニア州弁護士2008年登録

スタンフォード大学工学部コンピューターサイエンス学科、ジョージワシントン大学ロースクール (J.D.)

2008～2009年、2011～2012年:モリソン・フォースター（パロアルト）

2009～2011年:米国連邦巡回控訴裁判所、ロークラーク

2012年～：モリソン・フォースター（東京）

専門分野：知的財産法、国際仲裁

司　会：波々伯部自克（CLP、オブロン外国法事務弁護士事務所シニア・アドバイザー）

参加費：ＬＥＳ会員（同一組織のメンバーを含む）５，０００円

継続会員 　２，０００円

一般 １０，０００円

＊継続会員とは、55歳を超えて勤務先を退職した後も個人で会員資格を継続し、特別の年会費（2万円）を適用されている正会員です。（詳細は会員名簿の規則またはホームページをご参照ください。）

**２．懇親会**

研究会の終了後に、同会場で講師も参加いただいて１時間程度の簡単な懇親会（ノンアルコール）を開催いたします。懇親会に参加をご希望の方は申込時にその旨ご記入ください（参加費は2,000円で、領収書を発行します）。

**３．参加申込み**

＊申込期限：２０２４年２月２９日（木）

＊下記LESJウェブサイトからお申し込みをお願います。LESJウェブサイト以外からのお申し込みは受け付けておりません。定員50名になり次第、締切りとさせて戴きます。早目のお申し込みをお願いします。

<https://www.lesj.org/workshop/monthly/east.php>

**４．申込み・受講前の確認事項**

＊参加申込み受付後、当協会から参加費のお支払い方法（振込先）をご案内しますので、５営業日前（２０２４年３月７日（木））までに参加費をお支払いください。期限までに入金が確認できない場合はご参加いただくことができません。 入金を確認できた方には、３営業日前（３月１１日（月））までに、メールにて資料をお送りいたします（当日、会場でも配布資料をご準備いたします）。なお、資料送付後のキャンセル・返金はお請けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

＊会場におきまして、録画・録音は行わないでください。

＊本月例研究会は日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として選択科目２．５単位が認められる予定です。単位認定をご希望される方は、申込フォームの「弁理士登録番号」の欄に、弁理士登録番号をご記入ください。

＊３月中旬に新型コロナ・インフルエンザなどの感染症が拡大している場合には、会場ではマスク着用をお願いすることもありますので、来場の際は念のためマスクをご持参ください。

**【個人情報の取扱いについて】**

・日本ライセンス協会は、申込の際に提供いただいた個人情報を、今回お申し込みの月例研究会に関するご連絡、講師への参加者の氏名、所属先の提供、当協会からの今後のご案内の送付その他本月例研究会の実施・運営のために利用します。

・個人情報は、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の予防、安全な管理に努めます。

**５．連絡先**

日本ライセンス協会　事務局　堀川　俊治

〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-1　虎ノ門ヒルズ　江戸見坂テラス　発明推進協会内

TEL　03-3595-0578　FAX　03-3595-0485

e-mail　les@jiii.or.jp

以上